佐世保市公告第276号

事後審査型制限付き一般競争入札

　制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年6月27日

佐世保市長

**1　入札に付する事項**

1. 業務番号　：７教文委第276号
2. 業務名　　：令和７年度佐世保市文化財保存活用地域計画作成支援等業務
3. 契約期間　：契約締結日から令和8年3月31日
4. 業務概要　：本業務は、文化財保護法に定められる文化財保存活用地域計画（以下、

「地域計画」という）の策定を目指し、その計画全般の作成支援を行うこ

とを目的とする。地域計画策定にあたり、資料作成の補助、情報提供、

文化財保存活用地域計画策定協議会の運営、計画認定までの一連の業務

について支援を行うもの。

1. 審査方法　　：事後審査型

**2　入札参加条件及び資格に関する事項**

1. 次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

①　法人の場合

　　　　・法人登記日から1年以上が経過していること。

　　　　・法人市町村民税の滞納がないこと。

　　　　・消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

　　②　個人の場合

　　　　・営業開始日から1年以上が経過していること。

　　　　・上記を証明するものとして税務署の押印がある申告書等があること。

　　　　・市町村民税の滞納がないこと。

　　　　・消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

　　③　入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6ヵ月以内に、取引

銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないもの。

　　④　会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法第21

条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基

づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営

事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申

請書を再度提出し、受理された者を除く。）

　　⑤　令和7年度佐世保市建築工事入札参加者名簿（工種：建築コンサル）に登録がある

者。

　　⑥　長崎県、佐賀県、福岡県に事業所を有し、過去5年間（令和2年度から令和6年度

まで）に佐世保市から受託し、完了した業務で「文化財保存活用計画」、「展示基本

設計」の策定に関する業務委託の受注実績（元請に限る）がある者。

　　⑦　当該業務に関する実績や関連業務についての知見を有し、業務の遂行に必要な人員

を正規職員として雇用し、専任担当者として配置できるもの。

　　⑧　業務の実施に当たり、以下の要件を満たす技術者を配置できる者とする。

1. 管理技術者は「歴史文化基本構想」、「文化財保存活用大綱」、「文化財保存

活用地域計画」、「保存活用計画」のいずれかの作成の実績を有する者とする。

(イ)本業務を遂行する技術者は受託者の自社職員とする。

1. 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

①　地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被

保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同

項の規定に該当しないものとする。

②　本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が規定する指名停止等措置各要項に

基づく指名停止の措置または佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要項に基

づく指名除外の措置を受けている期間がある者。

　 ③　同入札に役員重複等の系列関係がある者。

**３　最低制限価格**

最低制限価格　：　無

**４　入札保証金**

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

**５　契約保証金**

契約金額の100分の10以上の現金又は保証を付さなければならない。ただし、佐世保市財務規則第144条の要件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

**６　入札参加の喪失**

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務にかかる入札参加の資格を喪失する。

(1)　この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。

(2)　制限付き一般競争入札参加資格申請書等について虚偽の記載をしたとき。

**７　入札参加申請に係る審査**

事後審査のため、入札前の入札参加申請は不要とし、入札後に落札候補者の申請に基づき契約の可否について審査を行う。審査詳細については、「14　落札者の決定」のとおり。

**８　仕様書の公開**

仕様書については、佐世保市ホームページからダウンロードすること。

**９　入札書の提出方法**

**本案件は郵便入札**とし、次の要領にて行う。

(1)　郵便入札は普通書留又は簡易書留で事項に指定した郵便局へ郵送しなければならない。

普通書留又は簡易書留以外で送付された入札書は無効扱いとし、失格とする。また、指定した郵便局以外への送付についても無効とし、失格とする。

(2)　長型３号封筒を用い、入札書（別紙入札書様式のもの）を封筒に入れ「割印」し、封筒表面には開札日、対象案件等の件名を記入して「入札書」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所と会社名を記入して郵送しなければならない。また、封筒の宛名は「日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局留、佐世保市役所文化財課行」とし、佐世保市長宛の「親展」とすること。

（郵便入札送付用封筒記載要領のとおり）

(3)　入札書は書留（簡易書留）を必須とし、開札日の1日前の**令和7年7月7日（月曜日）**までに**「日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局」**に到達しなければならない。(指定郵便局に到達するまでの期間を要するので、郵便時に各社確認を行うこと。)

(4)　日本郵便株式会社木場田郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなし、この時点以降に入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(5)　入札書には必ず会社印及び代表者印を押印すること。入札書に会社印及び代表者印がない場合、無効となる。

(6)　入札は代表者名（契約締結権限者）で行わなければならず、代理人名による入札は認めない。契約締結権限者が会社の代表者(代表取締役等の会社を代表する者)と異なる場合は、入札書に委任状を添付し入札すること。

(7)　入札は、1件につき1通とする。

(8)　落札予定者は、本市の予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をしたものが２者以上あるとき

は、当該入札者によるくじで落札予定者を決定する。

(9)　入札書の首標金額には、当業務期間の総額（消費税相当額を除く）を記入すること。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、当該入札書はくじ引きのみを無効とする（同額とならなかった場合は、当該入札書は有効札とする）。

**10　質問について**

業務内容についての質問は、ダウンロードした仕様書に添付してある本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、巻末に記載の連絡先に連絡のうえ、ＦＡＸまたは

電子メールにて送付すること。

なお、質問はこれらによるもののみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問の期限は、**令和7年6月30日（月曜日）正午**までとする。なお質問書の回答は、後日速やかにＦＡＸ又はメールにて質問者に通知する。また、佐世保市ホームページに質問内容と回答を掲示する。

**11　開札の日時及び場所**

**令和7年7月8日（火曜日）午後　1時30分**

佐世保市八幡町1-10　本庁11階会議室3

**12　開札の立会い**

開札時の立会いは市職員にて行いますが、ご希望される場合の立会いは可能です。立会いを希望される方は**令和7年7月7日(月曜日)午前10時00分**までに申し出てください。

**13　入札の無効**

次の各号に該当する場合は無効とする。

なお、無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

(1)　入札に参加する資格がない者のした入札。

(2)　入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に業務名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの。

(3)　同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの。

(4)　入札に際し不正の行為があったと認められるもの。

(5)　審査の結果、資格を満たしていない場合は、落札を無効とし契約しない。

**14　落札者の決定**

落札者は次の要領にて決定する。

(1)　予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

(2)　落札予定者は、別紙「審査申請書」に**令和7年7月11日（金曜日）正午**までに別途指定する様式に必要な資料を添付し、落札者となることを希望する審査申請を行わなければならない。

(3)　審査申請内容を審査し、要件をすべて満たした場合は落札予定者を落札

者とする。

落札者には**令和7年7月11日（金曜日）午後5時**までに口頭またはメー

ルにて通知する。

(4)　落札通知後に契約を締結する。

(5)　同額により、くじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約

事務に関する基幹要綱」第19条に基づき、入札書の「くじ番号」欄に記

載された数値を基に次の方法にて決定する。入札に参加する者は、同額と

なった場合の備え、あらかじめ「くじ番号」欄に「001」～「999」までの

任意の3桁の数値を記入しておくこと。

ア　同額となった入札書の受付け日時順に「0」から順に番号を付番す

る。

イ　同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する

ウ　上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ　「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者に決定する。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していな

かった場合は、「000」を記入したものとみなす。

**15　契約の締結**

契約の締結は、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市業務委託の契

約事務に関する基幹要綱（佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事

務に関する要綱）等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

**16　支払**

委託料の支払方法は、次の区分とする。

(1)　単年度契約の場合

発注者が受注者から業務完了報告書等の書類の受領後、発注者の検査を

受け業務完了と判断した後、受注者から適正な請求書を受けて30日以内

に支払う。

(2)　前払い・内払

本業務に係る前払い・内払は行わない。

**17　その他の事項**

(1)　本入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実

な行為は絶対に行わないこと。

落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加

規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。

(2)　落札者は、契約締結後、発注者の指示に従い、速やかに佐世保市の業務委託

登録業者とならなければならない。

　　　 (3)　入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「応札者数」、「落札者名」、

「落札金額」を公表するものとする。

**18　問い合わせ先**

佐世保市教育委員会　教育総務部　文化財課

〒857-8585　佐世保市八幡町1-10

電　話　：　0956－24－1111（内線3137）　担当：溝上

ＦＡＸ　：　0956－25－9682

メール　：　bunzai@city.sasebo.lg.jp （文化財課）

以　上